令和4年度 第1回庁議要旨

日時:令和4年4月12日(火)

午前9時~午前10時

会場: 庁議室

[審議事項]

1 石巻市総合計画推進本部の設置について(復興企画部)

本市では、少子高齢化などによる社会情勢の変化、震災後の住環境やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民ニーズ、硬直化する財政状況、国が進める地方創生事業等に対応し、将来にわたり持続可能な市政運営を行い、市民が住むことに誇りを持てるまちづくりを実現するため、令和3年度を初年度とする第2次石巻市総合計画を策定した。

本市の最上位計画である本計画を計画的に推進するため、全庁的な推進体制を構築するもの。

(1) 主な内容

第2次石巻市総合計画を計画的に推進するため、「石巻市総合計画推進本部」を設置する。 なお、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理を行ってきた「石巻市まち・ひと・しごと 創生推進本部」については、人口戦略として総合計画と統合したため廃止する。

- ① 所掌事項
 - ア総合計画推進会議に関すること。
 - イ 総合計画の進捗管理に関すること。
 - ウ 上記に掲げるもののほか、目的を達成するための重要事項に関すること。
- ② 組織
 - ア 推進本部
 - イ 幹事会
- (2) 今後の予定
 - 令和4年4月 石巻市総合計画推進本部設置要綱制定 (施行予定年月日:令和4年5月1日)
 - 5月 第1回石巻市総合計画推進本部会議及び幹事会開催 第1回石巻市総合計画推進会議開催 (以降、随時各会議開催)

[報告事項]

1 個人住民税における個人所得課税及びわがまち特例等の見直しについて(総務部)

令和4年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和4年4月1日に施行され、個人住民税では、住宅借入金等の特別税額控除の適用期限を4年間延長するなど、税負担軽減措置等の整理合理化を行う改正がなされた。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正・公平な市税の課税措置を図るもの。

- (1) 主な内容
 - ① 石巻市市税条例関係
 - ア 個人住民税関係
 - a 住宅借入金等特別税額控除の見直し

住宅借入金等特別税額控除を令和7年12月31日までの居住者を対象に適用期限を4年延長し、新築住宅の控除期間を13年間に延長。

b 上場株式等の配当所得等の課税方式の見直し

所得税と個人住民税において、異なる課税方式を選択可能であった上場株式等の配当所得 等に係る課税方式を所得税と一致させる。(令和6年度から適用)

イ 固定資産税関係

a わがまち特例制度における課税標準の特例

(新規1件、延長12件、縮減1件)【別紙1】

新規:貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例(参酌:4分の3)

b 宅地等に対して課する固定資産税の特例(負担調整)

令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%(現行:5.0%)とする改正

- ② 石巻市都市計画税条例関係
 - a わがまち特例制度における課税標準の特例(新規1件)【別紙1】

新規: 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例(参酌: 4分の3)

b 宅地等に対して課する都市計画税の特例(負担調整)

令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%(現行:5.0%)とする改正

(2) 今後の予定

石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正の専決処分(令和4年3月31日)について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

2 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて (総務部)

消防団員や消防活動に協力した者(消防作業従事者)等が、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされている。 介護補償の額は「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める

金額」とされ、労働者災害補償と同額を告示により定めている。

今般、労働政策審議会の答申に基づき、労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が 増額改定されたことに伴い、消防団員等の損害補償に係る介護補償についても増額改定されたこと から、石巻市消防団員等公務災害補償も同様に改正が必要となった。

石巻市消防団員等公務災害補償における介護補償の額を改正することで、消防団員等に係る公務 災害による損害補償の適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

① 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定(月額)

		対象	改工	E 後	現行
ア	常時介護を要する場合	(1) 最高限度額	171,650円	(変動なし)	171,650円
		(2) 親族等による介護を受けているときの最低補償額	75, 290 円	(2,200 円増)	73, 090 円
イ	随時介護を要する場合	(1) 最高限度額	85, 780 円	(変動なし)	85, 780 円
		(2) 親族等による介護を受けている場合の最低補償額	37,600円	(1,100円増)	36, 500 円

② 施行年月日 令和4年4月1日

(2) 今後の予定

石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分(令和4年3月31日)について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

3 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて (保健福祉部)

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を 図る観点から、令和4年3月に「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が公布されたことに伴 い、国民健康保険税の課税限度額が見直された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

令和4年度課税分から課税限度額の見直しを行う。

課税限度額の見直し

	改正後	現行
基礎課税額分(医療分)	65万円	63万円
後期高齢者支援金等分	20万円	19万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	102万円	99万円

(2) 今後の予定

石巻市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(令和4年3月31日)について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

4 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の 国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について(保健福祉部)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の 国民健康保険税及び介護保険料については、令和3年度まで全額国の財政支援により免除措置を行ってきたところであるが、今般、国の財政支援が令和4年度まで延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を 図る。

(1) 主な内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の 国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長する。

【対象】

帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和4年度相当分の保 険税(料)であって、令和5年3月31日までに納期限が到来する額

【免除措置に係る新旧対照表】

区域	所得区分	改正後	現行	
帰還困難区域	ı	令和5年3月分まで	令和4年3月分まで	
旧避難指示区域等※	上位所得層※を除く	サイロシキョカガまで		

※旧避難指示区域等:平成25年度以前に指定が解除された(1)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)、平成26年度に指定が解除された(2)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された(3)旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(4)旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町

の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された(5)旧帰還困難区域等

※上位所得層 国保:世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

介護:被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税2世帯、介護保険料2人(令和4年3月末現在)

(2) 今後の予定

東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正の専決処分(令和4年3月31日)について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

5 地域未来投資促進法に基づく基本計画の延長について(産業部)

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼすことにより、地域経済をけん引する事業(地域経済牽引事業)を促進することを目的としており、国の「基本方針」に基づき、市町村及び都道府県が「基本計画」を作成し、国から同意を得た基本計画に基づいて事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を都道府県知事が承認することで税制優遇等の支援を受けられることとなっている。

現在、国から同意を得ている5つの「基本計画」の全てが令和4年3月31日で計画期間満了となることから、今後も事業者が税制優遇等の支援を受けることができるよう、「基本計画」の延長の協議を行ってきた。

地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かし、高い付加価値を創出するとともに、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大、その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の促進を図るもの。

(1) 主な内容

各基本計画の延長について国の同意を得たことにより、引き続き「促進区域」において「地域経済牽引事業計画」の宮城県知事承認を受けた事業を行う場合、税制の優遇措置等を受けることができる。

① 対象計画

宮城県ものづくり基本計画、宮城県農林水産・食品関連産業基本計画、宮城県観光産業基本計画、宮城県情報通信関連産業基本計画、宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画

② 計画期間

各計画の当初国同意の日から令和5年3月31日まで

③ 促進区域

現在、国の認定を受けている復興推進計画(ものづくり特区、愛ランド特区、IT特区、農業 特区)の復興産業集積区域等

活用できる主な優遇制度

ア 地域未来投資促進税制

地域経済牽引事業に従って建物・機械等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却(最大 50%)又は税額控除(最大 5%)

イ 固定資産税・不動産取得税の減免

各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、 固定資産税・不動産取得税の減免(本市で実施する事業の場合、不動産取得税(県税)は課税 免除等の特例はなく、固定資産税(市税)のみ3年間の課税免除となる)

ウ 日本政策金融公庫からの固定金利での融資

地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付け・設備資金:基準利率から2.7億円を限度として最大0.9%を引下げなど

(2) 今後の予定

特に無し。

6 いしのまき観光大使の再任及び追加任命について(産業部)

観光大使は、観光・物産のPRや、イメージアップなどを担う重要な役割であり、宮城県や仙台市のほか、各自治体で委嘱している。

本市においては、東日本大震災で得た支援者とのつながりなどを大切にし、令和元年度から7名、1組を委嘱しており、令和3年度末に委嘱期限を迎えることから、令和4年1月に再任について確認したところ全員から承諾を得たほか、追加任命者についても検討を行ってきた。

観光大使の任命により、本市の魅力を広く紹介し、市の観光振興とイメージアップを図るもの。

(1) 主な内容

① 再任者

	氏名	プロフィール等
1	えんどう まさあき 遠藤 正明	アニソン歌手、寄磯出身 萬画館イベントや、市内でのライブ出演をいただき、また、復興支援に もご尽力をいただいている。
2	サンドウィッチマン ^{だて} 伊達 みきお ^{とみざわ} 富 澤 たけし	漫才師 伊達みきお氏が過去に渡波に住んでいた。 宮城県の復興支援に尽力いただいている。
3	^{みゅき} 美有姫 (重田 みゆき)	印象行動学者、大学教授、スマイル財団創設者 本市の復興支援に尽力をいただいている。
4	^{はやしや} へい 林家 たい平	落語家 大学在学時に石巻を訪問し、万生園で落語を披露し自らの進路を決めた 経歴がある。 石巻川開き祭りに参加いただいている。
5	ほんま あきひこ 本間 秋彦	テレビ・ラジオDJ、鮎川出身 鯨まつりに参加いただいている。
6	まつかわ か ほ 松 川	2018ミス・ユニバースジャパン宮城県代表、蛇田出身 観光PRポスターモデル
7	も え 萌江	シンガーソングライター 石巻焼きそばや、ほやのPRソングを創作し、PR活動を行う。
8	よこやま ゆうじ横山 雄二	中国放送アナウンサー 雄勝地区の震災復興支援をいただいている。

② 追加任命者

	氏名	プロフィール等
1	*************************************	マリンバ演奏者、奈良県出身、石巻復興祈念特別演奏会出演者 イタリア国際打楽器コンクール1位 KOBE国際音楽コンクール最優秀賞受賞 アメリカ、オーストラリア、香港、台湾、ヨーロッパ各国から招致され、 ソロリサイタルや講師、コンクールの審査員などを行っている。
2	こまつ じゅんや 小松 準弥	俳優、石巻市出身、サンミュージックブレーン所属 「仮面ライダーリバイス」にて仮面ライダーデモンズ役
3	^{みちばた} かれん 道端 カレン	モデル、タレント、福井県出身 ツール・ド・東北広報大使
4	threl to	元サッカー選手 スポーツジャーナリスト、愛知県出身 ツール・ド・東北応援大使
5	クミコ	シャンソン歌手、茨城県出身 石巻市民会館でコンサートのリハーサル中に東日本大震災が発生。
6	さいとう きょし 齊藤 清	ヴァイオリニスト、多賀城市出身、石巻復興祈念特別演奏会出演者 関西フィルハーモニー管弦楽団員

③ 任期

委嘱した日から起算し3年目の年度の末日まで(再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う。)

4 報酬等

ア 無報酬(ただし、市の依頼で旅行をした場合、予算の範囲内において費用弁償を支給する。) イ 支給物:観光宣伝に寄与するための名刺、本市に関する情報誌及び資料等

(2) 今後の予定

令和4年5月~ いしのまき観光大使記念品の贈呈

7 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について (産業部)

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以下、基本構想)は、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」(以下、基本方針)に即して、地域の実情を踏まえて市町村が定めることができるとされており、本市では平成28年11月に基本構想を策定した。

おおむね5年ごとに、その後の10年間について定めることから、令和2年度に宮城県が基本方針を見直し、令和3年4月1日付けで公告されたことに伴い、本市においては令和3年度に基本構想の 見直しを行ってきた。

令和3年度から令和12年度までの10年間において、育成すべき経営体として位置付ける認定農業者及び認定新規就農者等の認定基準を明確化し、担い手育成のために講ずるべき農用地の利用集積などの措置について定める。

(1) 主な内容

主な改正内容は以下のとおり。

- ① 過去5年間の新規就農者数の平均人数が6人であったことから、年間「15人程度」の目標を「10人程度」に下方修正
- ② 宮城県が「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」において、令和7年度に園芸産出額を500億円とする目標を掲げていることから、新たに組織経営体の営農類型に「稲作+大豆+麦作+えだまめ」、「いちご」、「パプリカ」を追加
- ③ 「農地中間管理事業の推進に関する法律」の一部改正による、円滑化事業などの記載見直
- ④ 担い手への農用地利用集積目標を変更(市全体で66%から80%に変更)
- ⑤ そのほか実情に即した記載内容の修正

(2) 今後の予定

特に無し。

【その他】

- ・令和3年度に実施した休日(第1・第3日曜日)窓口開庁の実績について(市民生活部)
- ・総務部から保健福祉部への事務の所管替えについて(総務部)
- ・令和4年度庁議日程、庁議に付すべき事項の取り扱い、資料作成等について(復興企画部)
- ・各種計画における指標設定にかかるアウトカムの意識について(工藤副市長)

以上